特別養護老人ホームスバル台・ショートステイスバル台 介護老人福祉施設事業運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長茂会が設置運営する介護老人福祉施設事業の運営及 び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 本事業所の名称は、次のとおりとする。

特別養護老人ホームスバル台・ショートステイスバル台(以下「事業所」という。)

(事業所の所在地)

第3条 本事業所の所在地は、次のとおりとする。

三重県尾鷲市大字南浦4587番地の4

(事業所の実施主体)

第4条 事業実施主体は、社会福祉法人長茂会とする。

(運営方針)

- 第5条 本事業は、自宅で日常生活を営む上で支障がある利用者に対し、利用者の要介護 状態の軽減や悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、入浴、排泄、 食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練等のサービスを提供する。
- 2 本事業所において提供するサービスは、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者と密接に連携し、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 提供するサービスについては、利用者及び身元保証人に対して、サービスの内容及び 提供方法についてわかりやすく説明し、合わせて常に提供したサービスの質の管理と評 価を行うものとする。

(職員の職種、員数、職務内容)

- 第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の種類、員数及び職務内容は次のとおりと する。
 - (1) 施設長 1名 (常勤専従) 職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う
 - (2) 医 師 1名 (嘱託医)

利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる

- (3) 介護支援専門員 1名以上 (生活相談員と兼務) 利用者に対して、自立支援に向けた施設サービス計画を作成する
- (4) 生活相談員 1名以上 (介護支援専門員と兼務) 入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うととも に、関係機関との連絡調整等を行う
- (5) 看護職員 3名以上(機能訓練指導員と兼務)

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う

(6) 介護職員 30名以上

介護老人福祉施設介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、 利用者に対し適切な介護を行う

(7) 栄養士 1名以上

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養管理等を行う

(8) 調理員 6名以上

利用者に提供する食事の調理業務を行う

(9) 事務員 3名以上

施設の庶務及び会計事務を行う

(10)機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う

(利用定員)

第7条 介護老人福祉施設のサービスを提供する定員は80名とする。短期入所生活介護のサービスを提供する定員は9名とする。

(通常の送迎の実施区域)

第8条 短期入所生活介護を利用される方の通常の送迎の実施地域。

尾鷲市

(介護老人福祉施設の利用料)

- 第9条 本事業所が提供する指定介護老人福祉施設サービス及び指定短期入所生活介護・ 指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領 サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける ものとする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、介護報酬の告示の 額とする。
- 2 前項の利用料負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利 用者から費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する 費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 3 理美容代、利用者の選択に基づく特別な食事代、特別な居室代、その他本人負担が適 当な日常生活費等については、重要事項説明書に記載の額とする。
- 4 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、利用者又は身元保証人に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものと

する。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書に よるものとする。

- 5 施設長は、利用者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ利用者に交付するものとする。また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)第9条第1項に規定する「法定代理受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
- 6 第1項に規定する利用料の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によることとする。
- 7 施設長は、第2項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ利用 者又は身元保証人に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なけ ればならない。
- 8 利用料は、暦日により計算した月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は終了に伴う1か月に満たない期間の利用の場合は、利用日数に基づいて算定した額とする。
- 9 利用者は、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに利用料金を支払うものとする。

(介護老人福祉施設サービスの内容)

- 第10条 介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。
 - (1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う

- ア 入浴の介助
- イ 排泄の介助
- ウ 離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話
- (2) 食事の提供
 - ア準備、後始末の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
- (3)機能訓練

利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、維持を図るために各種サービスを提供する

- ア 日常生活に関する訓練
- イ レクリエーション
- ウ グループワーク
- 工 行動的活動
- オ 趣味の活動
- (4) 健康管理

利用者の健康状態の把握と健康保持に努める

(5) 相談及び援助に関すること

常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元保証人に対し、その相談に的確に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う

(介護老人福祉施設サービス計画及び居宅サービス計画の作成)

第11条 概ね入所後1週間以内において、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、個別に介護計画を作成するとともに、利用者又は身元保証人に対し、その内容について説明する。

また、すでにサービス計画が策定されている場合は、当該計画の内容に沿った介護計画を策定する。

(施設利用についての留意事項)

- 第12条 施設利用者の利用基準は、要介護認定により要介護3から5の判定を受けた方とし、短期入所生活介護の利用基準は、要支援1から要介護5の判定を受けた方とする。
- 2 入所にあたっては正当な理由なくして、入所を拒んではならない。また、入所の決定 については、施設長、医師(嘱託医)、介護支援専門員、看護職及び介護職の責任者等 による入退所判定委員会によって決定し、退所において、在宅での生活を営む場合は、 本人及び家族の同意を得て、退所先の居宅介護支援専門員等との連携を図り支援するも のとする。
- 3 退所は次のとおりとする。
 - (1) 本人が退所を申し出た場合
 - (2) 利用者が死亡したとき
 - (3) 利用者が入院し、明らかに3か月以上入院することが見込まれるとき
 - (4) 利用者が負担すべき費用を3か月間滞納したとき
 - (5) 施設内禁止事項が再三にわたり見受けられる場合
- 4 身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届けなければならない。
- 5 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し施設の確認を得て面会 しなければならない。
- 6 外出及び外泊をしようとするときは、その都度施設長に届け承認を得なければならない。

(施設内禁止行為)

- 第13条 施設内では次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を浸すこと
 - (2) 他人に危害を及ぼす迷惑な行為
 - (3) 故意により施設若しくは他の利用者の物品に障害を与え又は持ち出すこと
 - (4) 金銭又は物品によって賭け事をすること

(秘密保持)

第14条 事業者及びサービス従業員又は従業員であった者は、サービスを提供する上で

知り得た利用者又は身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は、本契約が終了した後も続くものとする。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正 当な理由がある場合には、利用者又は身元保証人等の個人情報を用いることができるも のとする。

(身体拘束の制限)

第15条 職員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護する ため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行って はならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 16 条 施設長は、利用者に対する虐待を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定
 - (2) 苦情解決、人権の擁護、虐待防止に関する必要な体制の整備
 - (3) 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置

(苦情処理)

第17条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の配置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は身元保証人に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

(衛生管理)

- 第19条 サービス提供に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生 管理に十分留意するものとする。
- 2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(事故発生時の対応)

- 第20条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに利用者の家族等に連絡しなければならない。
- 2 事故発生に関して、事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録しなければならない。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに 損害賠償を行う。

4 事故発生を予防するため、事故対応マニュアルを策定するとともに、定期的に研修を 行う。

(緊急時における対応方法)

第21条 サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事変が生じたときは速 やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第22条 サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、施設長、日常的に具体的な対処方法避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第23条 事業者は、サービス提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が並行して継続的に保健医療サービスや福祉サービスを利用できるように必要な援助を行う。
- 2 事業所は、この事業を行うため、利用記録、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を 整備する。
- 3 事業の運営にあたっては地域住民とも連携し、地域との交流に努める。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものと する。

附 則

この運営規程は平成12年4月1日から施行する。

改正

平成13年11月 1日 一部改正 平成14年 8月 1 目 一部改正 平成16年 4月 1 目 一部改正 平成16年10月 1 目 一部改正 平成17年 4月 1 目 一部改正 平成17年10月 1 日 一部改正 平成18年 3月 7 日 一部改正 平成18年 5月 1 日 一部改正 平成25年 8月19日 一部改正 平成26年 5月28日 一部改正 平成27年 8月 1日 一部改正 平成28年 2月 1 目 一部改正 平成28年 4月 1 日 一部改正 平成30年10月 1 日 一部改正 平成30年12月 一部改正 1 目 平成31年 4月 1日 一部改正 令和3年4月1日一部改正令和4年4月1日一部改正令和6年2月1日一部改正令和6年11月1日一部改正